

## ◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第 828 号 (R7.9.12)◆◆◆

この事故により、当該歩行者が死亡した。

9月10日（水）午後2時49分頃、東京都千代田区の首都高速5号線上下において、埼玉県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、ナビを注視したことによる前方不注意のため、渋滞で停車していた乗用車に追突し、追突された乗用車がさらに前方の乗用車に追突する玉突き事故となった。

9月9日（火）午前9時55分頃、北海道河東郡士幌町の片側1車線の道道において、北海道に営業所を置く大型トレーラが運行中、信号機のない交差点において、乗用車が一時停止を無視して左から交差点に進入し当該トレーラの左側面に衝突、その勢いで両車共にトレーラの進行方向右側の畑に転落した。

上記3件の死傷者数計：死亡4名、重傷2名、軽傷1名（速報値）

(令和4年12月2日発生)

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000724.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000724.html)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

---

(2) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(配信日：R7.8.8)

国土交通省が公益財団法人交通事故総合分析センター（以下、「ITARDA（イタルダ）」という。）を事務局として設置している「事業用自動車事故調査委員会」は、調査報告書をわかりやすくまとめた啓発コンテンツを作成し、本年1月と3月に運送事業者関係団体等に配布しました。

今般、7月に公表しました「事業用自動車事故調査委員会10年総括」にある「再発防止策の浸透策」の一環として、再配布要望など大きな反響があったコンテンツをITARDAのホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

[https://www.itarda.or.jp/commercial\\_vehicle\\_accident](https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident)

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起こったのか

第一弾（令和7年1月発行）

・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和4年10月発生 他2事案

第二弾（令和7年3月発行）

- ・ 中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和３年 10 月発生 他 2 事案

② 啓発動画

- ・ 大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）令和３年 8 月発生 他 2 事案

- 
- (3) 令和 7 年度 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始  
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的  
な取組等を支援～

(配信日：R8. 8. 1)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行  
管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした  
事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施してお  
り、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) 運行管理の高度化に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援【NEW：貸切バス運転者研修】
- (4) 健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援【NEW】

2. 補助事業の内容

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省の  
ホームページをご覧ください。

○令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin.jp>

※令和 7 年 7 月 3 1 日 1 0 時より申請できます。

○国土交通省ホームページ

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止  
に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和 7 年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和 7 年 7 月 3 1 日※～令和 8 年 1 月 3 0 日（別紙参  
照）

※ 1. (3)の一部(貸切バス運転者研修)及び(4)は開始日が8月29日となりますのでご注意ください。

#### 4. 留意点

- 申請受付は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のHPとなっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

---

#### (4) 令和6年度補正予算 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

(配信日：R8.8.1)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、令和7年7月31日(金)までとしておりました運行管理の高度化に資する機器の導入支援の申請受付期間を令和8年1月30日(金)まで延長いたします。

##### 1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(車輪脱落予兆検知装置)
- (2) 運行管理の高度化に対する支援(デジタル式運行記録計)

##### 2. 補助事業の内容

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_06hosei.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06hosei.html)

運行管理の高度化に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.htm>

### 3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年5月8日～令和8年1月30日

### 4. 留意点

○本事業の申請受付窓口は「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局」となっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

---

### (5) トラックの法令遵守の徹底について

(配信日：R7.4.25)

令和7年4月23日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、トラック事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

4月23日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約3,200営業所の75%に当たる約2,400の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者が法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

ついては、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図られたい。

### 記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。

(1) 運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者（以下、運行管理者等という。）は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を

(2) 事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

( <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/ankenplan2009/stop.html> )

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

